証券コード　4417
2022年６月６日

株　主　各　位

東京都港区海岸一丁目15番１号
グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表取締役社長　鱸　　史　郎

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙又は当社の指定する議決権行使サイトにて、2022年６月21日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月22日（水曜日）午後１時（受付開始　午後０時30分）
２．場　　所　東京都港区浜松町二丁目3番1号　日本生命浜松町クレアタワー6階
浜松町コンベンションホール & Hybrid スタジオ　会議室２
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第39期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　特定の株主からの自己株式取得の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.gsx.co.jp/ir

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2022年 6 月22日（水曜日）午後１時（受付開始：午後０時30分）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2022年 6 月21日（火曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年 6 月21日（火曜日）午後５時30分入力完了分まで**

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

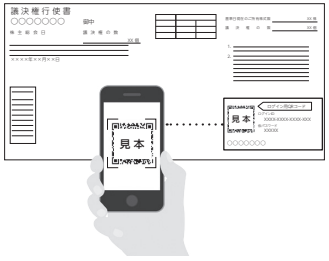
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

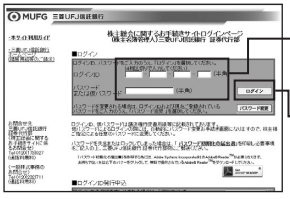
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

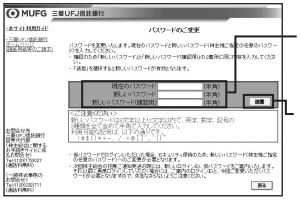
2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、世界的な原油価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢などによる世界経済の停滞も関係し、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社が属するサイバーセキュリティ業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワーク導入やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、社会・経済の情報技術への依存度が高まるとともに、サイバー攻撃は増加の一途をたどっており、あらゆる業種の企業において、サイバーセキュリティリスクは多様化・高度化しております。加えて、国を挙げてのサイバーセキュリティ強化の潮流や、サプライチェーンリスクの対策要請などが追い風となり、相対的にサイバーセキュリティ対策が遅れている中堅・中小企業においても、その対策は必須かつ急務となっております。

このような環境のなか、当社は、主に中堅企業の旺盛なセキュリティニーズを捉え、企業規模に適したセキュリティサービスを提供することで、業績を拡大させております。

当事業年度においては、すべてのサービス部門において需要が増大しました。また、広くＩＴに関わる人材を対象とした、当社オリジナルの教育講座「SecuriST（セキュリスト）」シリーズが大きな反響を得ており、ＩＴ企業からの申し込みを中心に受講者数が好調に推移しました。さらに、積極的なマーケティング活動の実施や、パートナー企業との協業がいっそう進むことにより、当社業容が拡大しております。

これらの結果、売上高4,391,317千円（前期比48.9％増）、営業利益439,950千円（同81.2％増）、経常利益414,331千円（同73.1％増）、当期純利益261,099千円（同55.7％増）と大きく伸長し、すべての事業ドメインで売上高が前期比伸長しました。

なお、当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、事業ドメイン及びサービス部門別の状況は次のとおりであります。

【コンサルティング事業】
＜コンサルティングサービス＞
企業のサイバーセキュリティに関する課題について、現状を可視化し、リスクを分析したうえで、適切な改善策を提案するサービスです。セキュリティ改善計画の策定、セキュリティの管理体制やインシデント対応の体制構築の支援、システム監査やセキュリティ監査、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）に代表される各種認証取得の支援、インシデント発生をシミュレーションした対応訓練サービス等、幅広く提供しております。
当事業年度においては、サプライチェーンリスクの対策要請に起因し、特に中堅・中小企業からのリスクアセスメントの需要が旺盛であったことから、売上高は611,687千円（前期比51.9%増）となりました。

＜脆弱性診断サービス（タイガーチームサービス）＞
ハッカーと同様の技術を持つ専門エンジニアが、企業のネットワークシステムに疑似攻撃を実施し、脆弱性の有無を診断するサービスです。検出した脆弱性については、その詳細な内容と対策措置、結果報告書を提供しております。
当事業年度においては、企業のDX推進に伴い、Webアプリケーションの脆弱性診断の需要が旺盛であったことから、売上高は590,934千円（前期比36.1%増）となりました。

【教育事業】
＜セキュリティ訓練サービス＞
企業の役職員を対象に、組織全体のセキュリティリテラシー向上を図るコンテンツを提供しております。
標的型メール訓練サービス（トラップメール）は、攻撃メールを模擬した無害の訓練メールを送信し、対象者が訓練メールに含まれるURLリンクあるいは添付ファイルを開封した場合に、教育コンテンツが表示されるとともに、当社が訓練結果を集計し、顧客企業に報告するサービスです。また、企業の日常業務のなかでのセキュリティ対策を分かりやすく説明する、情報セキュリティ対策のe-ラーニングサービス（Mina Secure®）を提供しております。
当事業年度においては、トラップメールの認知度向上等から、売上高は384,730千円（前期比32.0%増）となりました。

＜教育講座＞

セキュリティエンジニア及びＩＴエンジニア向けに、セキュリティに関するトレーニング及び認定資格試験を提供しております。

セキュリティの全体像を網羅した各種講座を取り揃えておりますが、主要なものでは、米国EC-Council International 社の提供する、国際的に認知度の高いセキュリティエンジニア向け講座や、ＩＴに関わる人材を広く対象とした、当社オリジナルのセキュリティ人材資格「SecuriST（セキュリスト）認定脆弱性診断士」等があります。

当事業年度においては、特に「SecuriST（セキュリスト）認定脆弱性診断士」シリーズの講座の受講者数が大幅に伸長し、売上高は423,285千円（前期比54.7%増）となりました。

【セキュリティソリューション事業】

最新の脅威や攻撃手法に対する有効なセキュリティ製品及び導入・運用サービスを提供しております。また、発生したインシデントに対しては、緊急対応サービスも提供しており、原因及び被害範囲の調査を実施し、事態収束後は、セキュリティ製品の導入支援、運用管理面のサポート、関係者へのセキュリティ教育等、当社の様々なサービス連携で、再発防止に向けたサポートをワンストップで提供しております。

当事業年度においては、機器端末の不審な挙動を検知し、迅速な対応をするためのEDR（Endpoint Detection and Response）製品や、ユーザー・機器等の正常な振る舞いを機械学習し、異常な振る舞いを検知するUEBA (User Entity Behavior Analytics)製品の導入・運用サービスの販売が好調であったことから、売上高は1,188,067千円（前期比41.5%増）となりました。

【ＩＴソリューション事業】

ＩＴインフラ構築やシステム開発、ＳＥＳ（システムエンジニアリングサービス）等、セキュリティ周辺領域のサービスを提供しております。主な顧客は、海外に本社機能を持つ外資系企業や日系グローバル企業です。

当事業年度においては、既存顧客によるリピート受注が堅調であったこと、2020年４月１日付の事業譲受以降、既存サービスとの連携が進んだこと等から、売上高は1,192,611千円（前期比63.3%増）となりました。

事業ドメイン及びサービス部門別の売上高

事業ドメイン	サービス部門	第 38 期 (2021年3月期) (前事業年度)		第 39 期 (2022年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
		金　額 (千円)	構成比 (%)	金　額 (千円)	構成比 (%)	金　額 (千円)	増減率 (%)
コンサルティング	コンサルティング	402,801	13.7	611,687	13.9	208,886	51.9
	脆弱性診断	434,337	14.7	590,934	13.5	156,596	36.1
	計	837,138	28.4	1,202,622	27.4	365,483	43.7
教育	セキュリティ訓練	291,561	9.9	384,730	8.8	93,169	32.0
	教育講座	273,635	9.3	423,285	9.6	149,650	54.7
	計	565,197	19.2	808,016	18.4	242,819	43.0
セキュリティソリューション		839,608	28.5	1,188,067	27.1	348,458	41.5
ＩＴソリューション		730,101	24.8	1,192,611	27.2	462,509	63.3
内部消去		△23,174	△0.8	－	－	23,174	－
合　計		2,948,871	100.0	4,391,317	100.0	1,442,445	48.9

② 設備投資の状況

当事業年度において、総額10,675千円の設備投資を実施しました。

その主なものは、本社オフィス内リモートキャビン2,199千円、通報ボタンシステム2,201千円であります。

③ 資金調達の状況

2021年12月20日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により新株式150,000株を発行し、総額386,400千円の資金調達を行いました。

また、2022年3月23日に実行した株式取得の資金として、金融機関より長期借入金280,000千円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2022年３月23日付で、株式会社ブロードバンドセキュリティの既存株主より同社の普通株式212,554株を取得しました。なお、当社の持株比率は4.65％です。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 36 期 (2019年3月期)	第 37 期 (2020年3月期)	第 38 期 (2021年3月期)	第 39 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	1,302,976	1,616,613	2,948,871	4,391,317
経常利益 (千円)	37,096	73,103	239,370	414,331
当期純利益 (千円)	28,024	38,658	167,657	261,099
１株当たり当期純利益 (円)	17.30	14.56	54.70	80.91
総資産 (千円)	956,504	1,712,769	2,384,273	3,482,070
純資産 (千円)	378,960	736,113	942,201	1,565,478
１株当たり純資産 (円)	233.93	245.37	296.57	470.54

(注) 当社は、2021年10月５日開催の取締役会決議により、2021年10月22日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ビジネスブレイン太田昭和	2,233,490千円	66.00%	商品・サービスの販売等

(注) 親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和との取引に当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本としております。また、当社取締役会は、これらの取引が、当社の社内規程に基づき親会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社の利益を害するものではないと判断しております。

②　重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社ビジネスが今後更に進展するために対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① 「サイバーセキュリティ教育カンパニー」の更なる訴求

サイバーセキュリティニーズが高まる一方で、依然としてセキュリティ人材が不足している業界環境のなか、日本全国の企業がサイバーセキュリティの「自衛力」を向上するためには、セキュリティ人材の育成が急務と考えます。コンサルティングや脆弱性診断、緊急対応等のサービスを提供するだけでなく、それらで培った知見を教育コンテンツにも反映して提供することで、本質的な「サイバーセキュリティ教育」を実施するという、明確なビジネスコンセプトを引き続き訴求し、差別化されたポジションの確立と、プレゼンスの向上を目指します。

② アップセル・クロスセルの更なる推進

中堅・中小企業におけるサイバーセキュリティの課題は多岐にわたっており、それぞれに最適化したサービスを提供することが求められております。ひとつのサービスの提供をきっかけに、当社の様々なサービスを適切に連携させることで、高い取引継続率の維持と、顧客満足度の向上を目指します。

③ 利益体質の強化

当社は、中期的な経営戦略として、営業利益率の継続的な向上を目指すこととしております。各サービスにおいて、自動化やプロセスの標準化等の工夫を進め、中堅・中小企業に最適化したサービスを提供しながら、強い経営基盤の構築を目指します。

④ 東京以外の商圏拡大

西日本を皮切りに、全国へと商圏拡大を目指します。地元の販売店との連携強化、サイバーセキュリティ分野における診断・研究・教育の拠点を全国展開することによって、売上増加を目指します。

⑤ 業容拡大にともなう人材リソース不足の解消

セキュリティ人材が不足している業界環境のなか、当社では、社員育成だけでなく社外から安定的に人材リソースを供給できる体制構築に取り組んでおります。

具体的には、同業他社へ当社の教育コンテンツを提供することで、業界全体のセキュリティ人材を育成したうえで協業を推進することや、地方企業のＩＴ人材にセキュリティ教育を実施し、脆弱性診断業務のニアショア化を図るなど、「サイバーセキュリティ教育カンパニー」の強みを活かした施策を実行してまいります。

⑥　新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の影響は、依然として先行き不透明な状況にあります。当社では、役職員へのマスク着用、手洗い、消毒の推奨や、テレワークや時差出勤の導入等、感染防止に向けた対策を講じております。引き続き、役職員の心身の健康に留意しつつ、柔軟な対応によって当社ビジネスを進展させることを目指します。

(5) 主要な事業所等（2022年３月31日現在）

本社	東京都港区
西日本支社	大阪府大阪市

(6) 従業員の状況（2022年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118名（14名）	８名増（８名増）	43.4歳	3.0年

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含み、契約社員を除く。）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(7) 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	140百万円
株式会社みずほ銀行	137

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年12月20日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、2022年４月４日施行の新市場区分により、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しております。

2．株式の状況（2022年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,480,000株

(2) 発行済株式の総数　3,327,000株

(3) 株主数　763名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ビジネスブレイン太田昭和	2,195,500株	65.99%
兼松エレクトロニクス株式会社	300,000	9.01
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	128,581	3.86
株式会社野村総合研究所	105,000	3.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98,500	2.96
野村信託銀行株式会社（投信口）	55,400	1.66
楽天証券株式会社	28,500	0.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,800	0.83
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	25,000	0.75
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	23,100	0.69

（注）当社は、自己株式を保有しておりません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2020年10月19日
新株予約権の数		552個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　165,600株 (新株予約権１個につき　300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　73,800円 (１株当たり　246円)
権利行使期間		2022年10月20日から 2030年10月19日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　552個 目的となる株式数　165,600株 保有者数　5名

(注) １．社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。

２．行使の条件

・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鱸　　史　郎	一般財団法人　日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会　理事
代表取締役副社長	原　　伸　一	管理本部長 一般社団法人　セキュリティ・キャンプ協議会　理事
常務取締役	與儀大輔	特定非営利活動法人　日本ネットワークセキュリティ協会　理事
取締役	吉見主税	
取締役	三木　　剛	西日本支社長
取締役	近藤壮一	兼松エレクトロニクス株式会社　常務執行役員 日本オフィス・システム株式会社　代表取締役社長
取締役	岡田幸憲	株式会社ビジネスブレイン太田昭和　理事　管理本部副本部長兼経営企画部長兼サステナビリティ推進室長 株式会社テクノウェアシンク　非常勤取締役 株式会社ミックス　非常勤取締役 株式会社ジョイワークス　非常勤監査役
取締役（常勤監査等委員）	井上純二	
取締役（監査等委員）	古谷伸太郎	古谷伸太郎公認会計士事務所　代表 株式会社理経　社外監査役
取締役（監査等委員）	水谷繁幸	東京神谷町綜合法律事務所　弁護士 中外鉱業株式会社　社外監査役

（注）１．取締役近藤壮一氏及び岡田幸憲氏、取締役（常勤監査等委員）井上純二氏、取締役（監査等委員）古谷伸太郎氏及び水谷繁幸氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）古谷伸太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当

程度の知見を有しております。
3．情報収集の充実を図り、内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上純二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4．当社は、取締役（常勤監査等委員）井上純二氏及び取締役（監査等委員）水谷繁幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年５月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等に関する決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に関する決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役の報酬等に関する決定方針に基づき、指名報酬委員会へ諮問のうえ、取締役会から一任された代表取締役社長が、指名報酬委員会からの答申に基づき決定するものとしております。

ｂ．取締役の報酬等は、以下の構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給するものとしております。

・基本報酬

毎月支給する定額の金銭報酬です。業務執行常勤取締役については、各取締役の役位や、各取締役が担う役割・責務・実績に応じた所定の額とし、非常勤取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役については、職務内容を考慮し都度協議のうえ、決定するも

のとしております。

・役員賞与（業績連動型）

取締役の任期１年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、当社の企業活動の成果である営業利益を指標とします。業績に応じて支給枠を決定し、その枠の範囲内で各取締役の役割貢献度に応じた個人別査定額を決定するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	115百万円 (−)	88百万円 (−)	27百万円 (−)	5名 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	−	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	128 (12)	101 (12)	27 (−)	8 (3)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年６月18日開催の第37回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額44,166千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役は３名）です。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役近藤壮一氏は、兼松エレクトロニクス株式会社の常務執行役員及び日本オフィス・システム株式会社　代表取締役社長であります。兼松エレクトロニクス株式会社は、当社の主要株主であり、日本オフィス・システム株式会社は、兼松エレクトロニクス株式会社の子会社であります。

・取締役岡田幸憲氏は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の理事 管理本部副本部長兼経営

企画部長兼サステナビリティ推進室長、株式会社テクノウェアシンクの非常勤取締役、株式会社ミックスの非常勤取締役及び株式会社ジョイワークスの非常勤監査役であります。株式会社ビジネスブレイン太田昭和は、当社の親会社であり、株式会社テクノウェアシンク、株式会社ミックス及び株式会社ジョイワークスは、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の子会社であります。

・取締役（監査等委員）古谷伸太郎氏は、古谷伸太郎公認会計士事務所 代表及び株式会社理経の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）水谷繁幸氏は、東京神谷町綜合法律事務所 弁護士及び中外鉱業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　近藤　壮一	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、出席した取締役会において、兼松エレクトロニクス株式会社の執行役員の経験を踏まえ、営業面及び事業面に関しての発言がなされました。
取締役　岡田　幸憲	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の管理部門責任者等の経験を踏まえ、主に管理面に関しての発言がなされました。
取締役（常勤監査等委員）　井上　純二	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査等委員会13回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査等委員会において、常勤監査等委員として、主に取締役及び使用人の職務の適正性の確保に関しての発言がなされました。
取締役（監査等委員）　古谷　伸太郎	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査等委員会13回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言がなされました。
取締役（監査等委員）　水谷　繁幸	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査等委員会13回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律面に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言がなされました。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ．当社は、社外に通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

ハ．内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を、文書または電磁的媒体に保存・管理し、取締役、監査等委員、会計監査人等が随時閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、リスク管理に関する規程を整備し、適宜見直しを行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ．各部門においては、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置できるものとする。使用人を配置する場合には、同使用人の監査等委員会補助業務については監査等委員会の指揮命令系統下に入るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

ロ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査等委員会の同意を得ることとする。

⑥　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

ロ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ハ．監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑦　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

ロ．監査等委員会の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

常勤取締役の全員で構成する「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令遵守の状況や法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議するとともに、当社の取締役及び使用人のコンプライアンスの意識向上を図っております。また、顧問弁護士を通報窓口とした内部通報制度を整備することにより、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理に関する取組み

各部門責任者による情報共有及び週２回の会合を継続的に行い、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、当社事業における重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の要求事項に準拠した体制を整えております。

③ 取締役の職務の執行に関する取組み

当事業年度は、取締役会を17回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

④ 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回以上の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員間の情報共有を適宜行うことで、会社の状況を把握しております。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人と対話を行い、内部監査担当・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,822,347**	**流動負債**	**1,694,949**
現金及び預金	1,146,528	買掛金	225,334
売掛金及び契約資産	988,082	1年内返済予定の長期借入金	56,024
商品	22,203	リース債務	1,120
前払費用	657,179	未払金	109,085
その他	8,352	未払費用	24,336
固定資産	**659,722**	未払法人税等	118,742
有形固定資産	40,333	契約負債	985,780
建物附属設備	25,006	賞与引当金	69,762
備品	14,308	未払消費税等	80,063
リース資産	1,018	その他	24,699
無形固定資産	**198,927**	**固定負債**	**221,642**
のれん	108,232	長期借入金	221,642
ソフトウェア	90,684	**負債合計**	**1,916,591**
その他	9	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**420,461**	**株主資本**	**1,558,989**
投資有価証券	305,698	**資本金**	**485,000**
繰延税金資産	77,327	**資本剰余金**	**537,644**
敷金・保証金	33,885	資本準備金	537,644
その他	4,100	**利益剰余金**	**536,344**
貸倒引当金	△550	利益準備金	972
		その他利益剰余金	535,372
		繰越利益剰余金	535,372
		評価・換算差額等	**6,488**
		その他有価証券評価差額金	**6,488**
		純資産合計	**1,565,478**
資産合計	**3,482,070**	**負債純資産合計**	**3,482,070**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,391,317**
売上原価		**3,031,047**
売上総利益		**1,360,269**
販売費及び一般管理費		**920,318**
営業利益		**439,950**
営業外収益		
受取利息	7	
その他	5	12
営業外費用		
支払利息	756	
株式交付費	5,836	
上場関連費用	10,625	
固定資産除却損	2,913	
会員権評価損	4,140	
その他	1,360	25,632
経常利益		**414,331**
税引前当期純利益		**414,331**
法人税、住民税及び事業税	142,004	
法人税等調整額	11,228	153,232
当期純利益		**261,099**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	291,800	344,444	972	304,984	305,956	942,201	－	942,201
当期変動額								
新株の発行	193,200	193,200				386,400		386,400
剰余金の配当				△30,711	△30,711	△30,711		△30,711
当期純利益				261,099	261,099	261,099		261,099
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							6,488	6,488
当期変動額合計	193,200	193,200	－	230,388	230,388	616,788	6,488	623,277
当期末残高	485,000	537,644	972	535,372	536,344	1,558,989	6,488	1,565,478

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月19日

グローバルセキュリティエキスパート株式会社
　取締役会　御中

ひびき監査法人
東京事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　倉持　政義
代表社員 業務執行社員　公認会計士　富田　雅彦

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、グローバルセキュリティエキスパート株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該会議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。尚、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員を会社法第399条の３第１項及び第２項の調査等をする監査等委員に選定しております。

①監査等委員会は監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査責任者と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し意思決定の過程及び内容等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、取締役及び主要な使用人等の職務の執行に関する状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を監査しました。

②監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書について、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人と、会計監査人が指摘する当社の　「ＫＡＭ事案」について討議及び検討を行いました。さらに会計監査人からは「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の通り、新型コロナウイルス感染症に対しては、従業員の安全を確保しながら、適切に対応していくことを確認しております。監査等委員会としましては、今後もその対応を注視してまいります。

2022年５月20日

グローバルセキュリティエキスパート株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　井上　純二　㊞

監査等委員　古谷　伸太郎　㊞

監査等委員　水谷　繁幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金15円　　総額は49,905,000円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年６月23日

第２号議案　特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、取締役に対して当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本株主総会第６号議案のとおり、譲渡制限付株式報酬制度の導入を付議しております。

今般、上記の譲渡制限付株式報酬制度のための新株発行に伴う当社株式の希薄化を防ぐ観点から、当社の親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和（以下、BBSという。）に対し、BBSが保有する当社株式の一部買受を打診し、協議の結果、当社の中長期的な企業価値向上に資する施策である旨をご評価いただき、自己株式の取得（以下、「本自己株式取得」という。）を行うことで合意いたしました。

なお、本自己株式取得は、会社法第156条第１項、第160条第１項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得として行うことといたしたく、ご承認をお願いしたく存じます。

１株当たりの取得価額につきましては、BBSと協議の結果、以下「取得に係る事項の内容　５．株式１株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法」に記載の方法にて算出することとしております。

取得に係る事項の内容

１．取得する株式の種類
普通株式

２．取得する株式の数
25,000株を上限とする。

３．株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容
金銭とする。

４．株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
125,000千円を上限とする。

５．株式１株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法
以下のいずれか低い価格とする。
・2022年６月21日（本株主総会の前日）の東京証券取引所グロース市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格）
・2022年６月22日（本株主総会の日）を含む直近３か月の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（１円未満の端数は切り捨てる）

６．会社法第158条第１項による通知を行う株主（取得する相手方）
株式会社ビジネスブレイン太田昭和

７．株式を取得することができる期間
2022年６月23日から2022年９月30日まで

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　　除）
（新　　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	2．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　　設）	（附則） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
（新　　設）	第１条　定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3．本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名を増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鱸（すずき）　史郎（しろう） （1975年11月19日生）	1998年 4月　株式会社ビーコンインフォメーションテクノロジー（現 株式会社ユニリタ）　入社 2009年 1月　株式会社クラウドテクノロジーズ　取締役　セキュリティ事業本部長 2012年 3月　当社入社 2012年10月　当社　事業開発部長 2014年 6月　当社　執行役員　営業本部長 2017年 4月　当社　取締役　経営企画本部長 2018年 4月　当社　代表取締役社長（現任） 2020年 7月　一般財団法人　日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会　理事（現任） 2022年 4月　サイバーセキュリティイニシアティブジャパン　理事（現任） （重要な兼職の状況） 一般財団法人　日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会　理事 サイバーセキュリティイニシアティブジャパン　理事	20,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	原（はら）　伸一（しんいち） (1968年11月14日生)	1991年 4月　株式会社アマダメトレックス(現株式会社アマダ)　入社 2000年 4月　株式会社アドバンスト・リンク　代表取締役 2012年 4月　スタートコム株式会社　取締役 2018年 4月　当社入社　執行役員副社長 兼 経営企画本部長 2018年 6月　当社　代表取締役副社長　管理本部長（現任） 2022年 2月　一般社団法人　セキュリティ・キャンプ協議会　理事（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人　セキュリティ・キャンプ協議会　理事	20,400株
3	與儀（よぎ）　大輔（だいすけ） (1971年11月1日生)	1994年 4月　横河電機株式会社　入社 2007年 8月　株式会社ラック　入社 2012年12月　株式会社野村総合研究所 入社　ＮＲＩセキュアテクノロジーズ株式会社 出向　営業推進部マネージャー 2020年 4月　同社 出向　事業企画本部 事業戦略部 担当部長 2020年10月　当社　常務取締役（現任） 2021年 6月　特定非営利活動法人　日本ネットワークセキュリティ協会　理事（現任） （重要な兼職の状況） 特定非営利活動法人　日本ネットワークセキュリティ協会　理事	12,000株
4	吉見（よしみ）　主税（ちから） (1974年9月25日生)	2005年 5月　株式会社パナッシュ（現 株式会社EPコンサルティングサービス）入社 2006年 4月　同社　シニアアカウントエグゼクティブ 2008年12月　同社　ITソリューション事業部セールスマネージャー 2016年 4月　同社　ITソリューション事業部長 2016年 6月　同社　取締役 ITソリューション事業部長 2020年 4月　当社　取締役 ITソリューション事業本部長 2021年 4月　当社　取締役（現任）	9,600株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	三木（みき）　剛（つよし） (1970年７月21日生)	2006年10月　株式会社神戸デジタル・ラボ　入社 2008年10月　同社　営業部長 2011年10月　同社　執行役員 セキュリティソリューション事業部長 2013年10月　同社　取締役 サービス推進本部長 兼 セキュリティソリューション事業部長 2019年 8月　当社入社 2019年10月　当社　西日本支社長 2020年 4月　当社　取締役 西日本支社長（現任） 2022年 4月　株式会社BSC　非常勤取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社BSC　非常勤取締役	9,600株
6	近藤（こんどう）　壮一（そういち） (1961年12月24日生)	1984年 4月　兼松エレクトロニクス株式会社　入社 2009年 4月　同社　第一ソリューション営業本部長 2016年 4月　同社　執行役員 2017年10月　当社　非常勤取締役（現任） 2018年 4月　兼松エレクトロニクス株式会社　上席執行役員 2019年 4月　同社　上席執行役員 西日本営業部門担当 兼 大阪支社長 2019年 6月　同社　取締役 西日本営業部門担当 兼 大阪支社長 兼 大阪総務部長 2020年 6月　同社 執行役員 西日本営業部門担当 兼 大阪支社長 2021年 4月　同社 常務執行役員　営業部門担当　兼 日本オフィス・システム株式会社　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 兼松エレクトロニクス株式会社　常務執行役員　営業部門担当 日本オフィス・システム株式会社　代表取締役社長	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 近藤壮一氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の執行役員としての業務執行経験及びＩＴ事業分野に対する知識と経験を有しており、引き続き、当該知識・経験等を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	岡田 幸憲（おかだ ゆきのり） (1966年1月6日生)	1988年 4月　株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)　入社 2013年 1月　同社　鶴舞支店長 2014年10月　同社　リテール事業部インターネットバンキング・セキュリティ対策室長 2018年 8月　株式会社ビジネスブレイン太田昭和　出向　経営企画部長代理 2019年 4月　同社　出向　経営企画部長 2019年 8月　同社　転籍　経営企画部長 2020年 4月　同社　理事　経営企画部長（現任） 2020年 6月　当社　非常勤取締役（現任） 株式会社テクノウェアシンク　非常勤取締役（現任） 株式会社ミックス　非常勤取締役（現任） 2021年 4月　株式会社ビジネスブレイン太田昭和　理事　管理本部副本部長兼経営企画部長兼サステナビリティ推進室長（現任） 2021年 8月　株式会社ジョイワークス　非常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ビジネスブレイン太田昭和　理事　管理本部副本部長兼経営企画部長兼サステナビリティ推進室長 株式会社テクノウェアシンク　非常勤取締役 株式会社ミックス　非常勤取締役 株式会社ジョイワークス　非常勤監査役	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 岡田幸憲氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び上場企業の管理部門における業務経験を有しており、引き続き、当該知見を活かして、特に当社の管理業務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	※ 上野（うえの）　宣（せん） （1975年９月28日）	2000年 3月　サイトデザイン株式会社　入社 2002年12月　ゼロエクス株式会社　入社 2003年 4月　ゼロエクス株式会社　取締役 2004年12月　インプルーブテクノロジーズ株式会社　入社 2006年 6月　株式会社トライコーダ　代表取締役（現任） 2019年12月　株式会社Flatt Security　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トライコーダ　代表取締役 株式会社Flatt Security　社外取締役 一般社団法人　セキュリティ・キャンプ協議会　理事 OWASP Japan　代表 NICT 実戦的サイバー防御演習 CYDER 推進委員 一般社団法人　ITキャリア推進協会 (JAIC) アドバイザリーボードメンバー 情報経営イノベーション専門職大学 (iU) 客員教員	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 上野宣氏を社外取締役候補者とした理由は、サイバーセキュリティ事業を提供する企業の経営経験に加え、サイバーセキュリティ業界の各種団体において重要な役割を担うことにより培った、サイバーセキュリティに関する豊富な知見を有しており、当該知識・経験等を活かし、当社の経営戦略・計画策定、意思決定過程において、適切な助言や提言をいただくことを期待したためであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．候補者上野宣氏は、株式会社トライコーダの代表取締役であり、当社は同社との間にセキュリティ教育事業のアドバイザリー業務等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．近藤壮一氏、岡田幸憲氏及び上野宣氏は、社外取締役候補者であります。
４．近藤壮一氏及び岡田幸憲氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって近藤壮一氏が４年８か月、岡田幸憲氏が２年となります。

5．岡田幸憲氏は、現在において、当社の親会社である株式会社ビジネスブレイン太田昭和の業務執行者であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
6．近藤壮一氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります兼松エレクトロニクス株式会社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
7．上野宣氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
8．当社は、2022年５月１日より、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	井上　純二（いのうえ　じゅんじ） （1958年２月７日）	1982年４月　日本電気㈱　入社 2012年４月　同社　スマートエネルギーＢＵ　企画本部長 2016年７月　同社　経営監査本部　専任監査役（子会社の非常勤監査役担当職） 日本電気航空宇宙システム㈱　非常勤監査役 ＮＥＣライティング（株）（現　㈱ホタルクス）　非常勤監査役 ㈱サイバーディフェンス研究所　非常勤監査 2017年７月　同社　経営監査本部　専任監査役（子会社の非常勤監査役担当職） 日本電気通信システム㈱　非常勤監査役 ＮＥＣライティング（株）（現　㈱ホタルクス）　非常勤監査役 ㈱サイバーディフェンス研究所　非常勤監査役 2019年７月　㈱スカイディスク　常勤監査役 2020年６月　当社　取締役（監査等委員）（現任）	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 井上純二氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における監査役の経験及び当社の事業分野に対する深い知識と経験を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	古谷 伸太郎（ふるや しんたろう） (1953年12月23日)	1977年11月　昭和監査法人（現　ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 1999年 5月　太田昭和監査法人（現　ＥＹ新日本有限責任監査法人）代表社員 2014年 6月　㈱ビジネスブレイン太田昭和　監査役 2016年 6月　同社　非常勤取締役（監査等委員） 2020年 6月　㈱理経　非常勤監査役（現任） 2020年 6月　当社　取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 古谷伸太郎公認会計士事務所　代表 株式会社理経　社外監査役	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 古谷伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士であり、企業会計・監査・開示などの業務における高度な知識、経験等を当社の経営に活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	水谷 繁幸（みずたに しげゆき） (1982年4月7日)	2009年2月　日比谷パートナーズ法律事務所（現　東京神谷町綜合法律事務所）入所(現任) 2015年6月　中外鉱業(株)　非常勤監査役(現任) 2020年6月　当社　取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 東京神谷町綜合法律事務所　弁護士 中外鉱業株式会社　社外監査役	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 水谷繁幸氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有し、弁護士としての専門知識・経験等により、主に当社のコンプライアンス体制の向上の観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．井上純二氏、古谷伸太郎氏及び水谷繁幸氏は、社外取締役候補者であります。
3．井上純二氏、古谷伸太郎氏及び水谷繁幸氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
4．古谷伸太郎氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社ビジネスブレイン太田昭和の監査役及び監査等委員である社外取締役であったことがあり、その地位及び担当は上表「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、2020年６月に同社を退職しております。
5．当社は、井上純二氏、古谷伸太郎氏及び水谷繁幸氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、2022年５月１日より、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7．当社は、井上純二氏及び水谷繁幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年６月18日開催の第37回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認をいただいております。また別枠で、同定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額44,166千円以内とご承認をいただいております。

今般、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、既存の報酬枠とは別枠で、新たに勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、あわせて「本制度」という。）を導入することといたしたく、ご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権といたします。

対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額38,000千円以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については年額42,000千円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年12,000株以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については年13,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものと致します。

なお、第４号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は５名となります。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」といいます。)し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

なお、本制度により交付される株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の企業価値向上に向けた業績目標の達成度合い等に応じて譲渡制限が解除される株式数が決定する「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成されます。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

１．譲渡制限期間

対象取締役は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日まで、「業績連動型譲渡制限付株式」については3年以上で当社の取締役会が定める期間（以下、これらの期間を「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

２．譲渡制限の解除

（１）勤務継続型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、１年以上が経過した日以降で当社の取締役会があらかじめ定める日まで継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（２）業績連動型譲渡制限付株式

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、このうち売上高、営業利益その他の当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

３．本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記２．の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

４．組織再編等における取扱い

上記１．の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

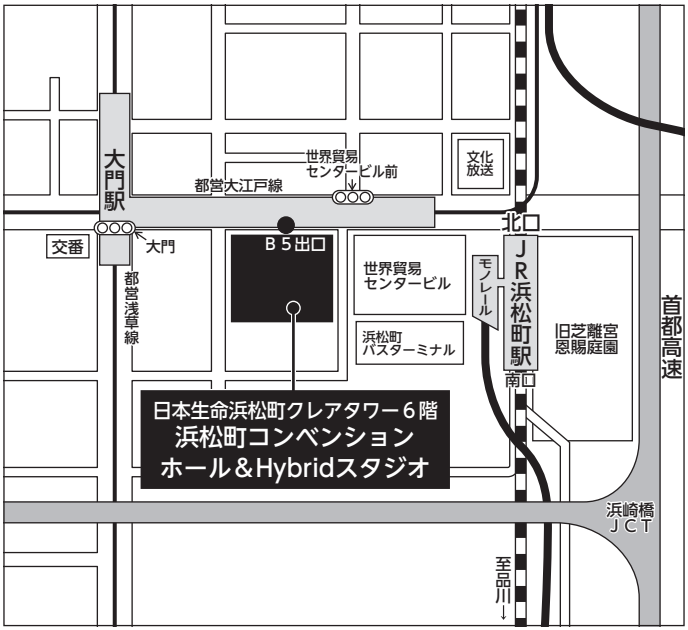
５．その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー６階
浜松町コンベンションホール＆Hybridスタジオ
会議室２
連絡先 03－3578－9001（当社代表電話）



〈交通〉■ ＪＲ山手線・京浜東北線／東京モノレール
浜松町駅　　北口より　　徒歩約２分
■ 都営浅草線・大江戸線
大門駅　　Ｂ５番出口より　直結

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。